

〔下學集下器財タイツツ〕炬或作松明、

〔日本釋名下雜器〕松明タイツツ たきまつ也、いとぎと通ず、又ついまつ共云、つぎまつなり、ついはつくなり、

故に續松ともかく、又手タビ火なり、手にもちてともす火なり、日本紀神代上卷に、秉炬をたびとよめり、手火なり、今も邊鄙の人はたひと云、

〔東雅八器用〕燈燭トモシビ略○中 倭名鈔に、略唐式の松明は、今按今之續松乎と見えしは、俗にタ

ヒマツといふ是也、タヒは手火也、伊弉諾神湯津爪櫛の雄柱を牽折て、秉炬となされしと見えし、即此物の始也、

〔倭訓栞中編十三〕たひまつ 手火松の義、千金翼に、松明是肥松木節也と見えたり、燠は俗にいふ

手たひまつなり、略○中 兵家に雨だいまつあり、風前燭也、笥ケツコだひまつあり、

〔類聚名物考 調度十八〕たひまつ 燒松 焚松

たきまつなり、イをキにかよはすつねのならひなり、焚松の意なり、またついまつはつぎまつにて續松なり、松の心を俗にひでと云ふものは、脂有りて甚だあぶらあるもの故、よくもゆる故是をともしすを本にして、松とのみいへり、その外竹蘆にてするをも、本によりて松とはいふなり、

〔令義解五軍防〕凡火炬、乾葦作心、葦上用乾草節、縛處周廻、插肥松明、謂松明是松之有脂者也

〔宗長息女婚禮記錄〕息女出給ふ時、略○中 其時の次第如此に、候間、記置候也、ケ様之次第を能々見分

て分別古實可有之事也、略○中

續松之寸法之事、長サ貳十八、東口傳有、大サ一尺八寸廻り、卷目貳拾七有、

評曰、一尺八寸ハ一天八方也、卷目廿七ハ牛宿ヲ除也、

甲斐守殿にては、續松之長サ三十六束也、大サ同前也、卷目三十六也、卷やうは銚子と同じ事也、是天地陰陽の表義也、白絹にて包也、公家方に而者淺黃の絹に而包也、條々口傳、

松明製作